

## 作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部における 競争的資金等の使用及び運営・管理に関する行動規範

平成30年12月5日

不正防止推進室策定

平成31年2月6日

作新学院大学運営会議承認

平成31年3月20日

作新学院大学女子短期大学部教授会承認

作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づく教育方針及び本学の理念に沿い、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動の基準を行動規範として次の通り定める。

本学の研究者（研究にかかわる学生を含む）及び事務職員等（以下研究者等という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、競争的資金等が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり、関係する法令・通知および本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルール等を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルール等の理解に努めなければならない。
7. 研究者等は、競争的資金等の不正使用又は不正の恐れがあることを知ったときは、速やかに通報（告発）連絡窓口等に通報しなければならない。

(注) 競争的資金等とは、私立大学等経常費補助金、特別補助金、科学研究費、その他公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。